

# 安全報告書 2023 年度

本報告書は、航空法第 111 条の 6 に基づき作成したものです

# 目次

はじめに：2023 年度 安全報告書の発行にあたって

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 2.1 安全管理体制
  - 2.2 日常運航の支援体制
    - 2.2.1 定期訓練及び審査の内容(航空機乗組員/整備従事者/運航管理担当者)
    - 2.2.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
    - 2.2.3 安全に関する教育・啓発活動等の取組み
  - 2.3 使用している航空機に関する情報
3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項
  - 3.1 航空事故・安全上のトラブル等の発生状況
  - 3.2 航空事故・安全上のトラブル等の概要及び対策
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
  - 4.1 国から受けた行政処分又は行政指導
  - 4.2 2023 年度 安全目標の達成状況及び取組み状況
  - 4.3 2024 年度 安全目標の設定

## 2023 年度 安全報告書の発行にあたって

平素よりダイヤモンドエアサービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。  
2023 年度 安全報告書の発行にあたって、ご挨拶を申し上げます。

私たちにとって、飛行安全、品質・信頼性の確保は最も大切な価値であり、事業運営の基盤となるものです。従業員一人ひとりが、法令を遵守し、丁寧誠実に作業に取り組むことを強く意識し、飛行安全及び品質の向上に日々努めております。

2023 年度は、安全管理の更なる強化として、新たな取り組みも含め様々な活動を推進して参りました。

一例をあげますと、社外有識者を講師に招いたヒューマンファクター教育の開催や社外事例や情報を基にした安全ディスカッションなどがあります。安全ディスカッションでは、昨今、社会的にも問題となった他社品質事案などを題材として、当社の組織運営の再点検やコンプライアンス意識の高揚につなげております。

このような取り組みの結果、航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルは発生せず、社内外のステークホルダーから安全運航への取り組みについて高い評価を頂くことができました。

当社運航事業は、地表・大気観測、微小重力実験、探索、撮影 など様々な分野でお客様のご要望に応え、科学技術の発展や社会基盤の高度化に貢献して参りました。

昨今は自然災害の頻発や社会を取り巻く情勢の変化により、お客様のニーズも多様化しております。

今後も、当社の持つ修理改造技術を強みとして、お客様のご要望を的確に捉え、確かな安全と品質に裏打ちされた技術力で社会に貢献して参ります。

本安全報告書を通じて、当社の安全に係る取り組み状況をご理解頂ければ幸いです。  
今後ともご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2024 年 7 月  
ダイヤモンドエアサービス株式会社

代表取締役社長 **西ヶ谷 知栄**



# 1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

安全管理に係る基本方針として、安全管理規程に以下の安全方針及び行動指針を定め、事業運営を行っています。

## (1) 安全方針

### 安全方針

『私達の最大の関心はお客様と従業員の安全であり、安全は会社の経営の基盤という信念を持っています。法令遵守等、コンプライアンスを常に意識して改善を継続することが安全のレベルアップに繋がると考えており、すべての従業員が安全に関する危険要素や懸念を積極的に報告することを奨励します。』

## (2) 行動指針(社是および飛行安全の理念)

### 行動指針

会社のすべての役員・従業員は「社是」及び「飛行安全の理念」に従い行動する。

#### 『社是』

- 一. お客様を第一とし、プロとしてサービスを提供する。
- 一. 飛行安全を至上の命題とし、自ら研鑽に励むと共に、チームとして相い協力し技術の進歩に努める。
- 一. 清新の気持ちで、新たな事業機会の創出に努力し、社業の発展に努める。

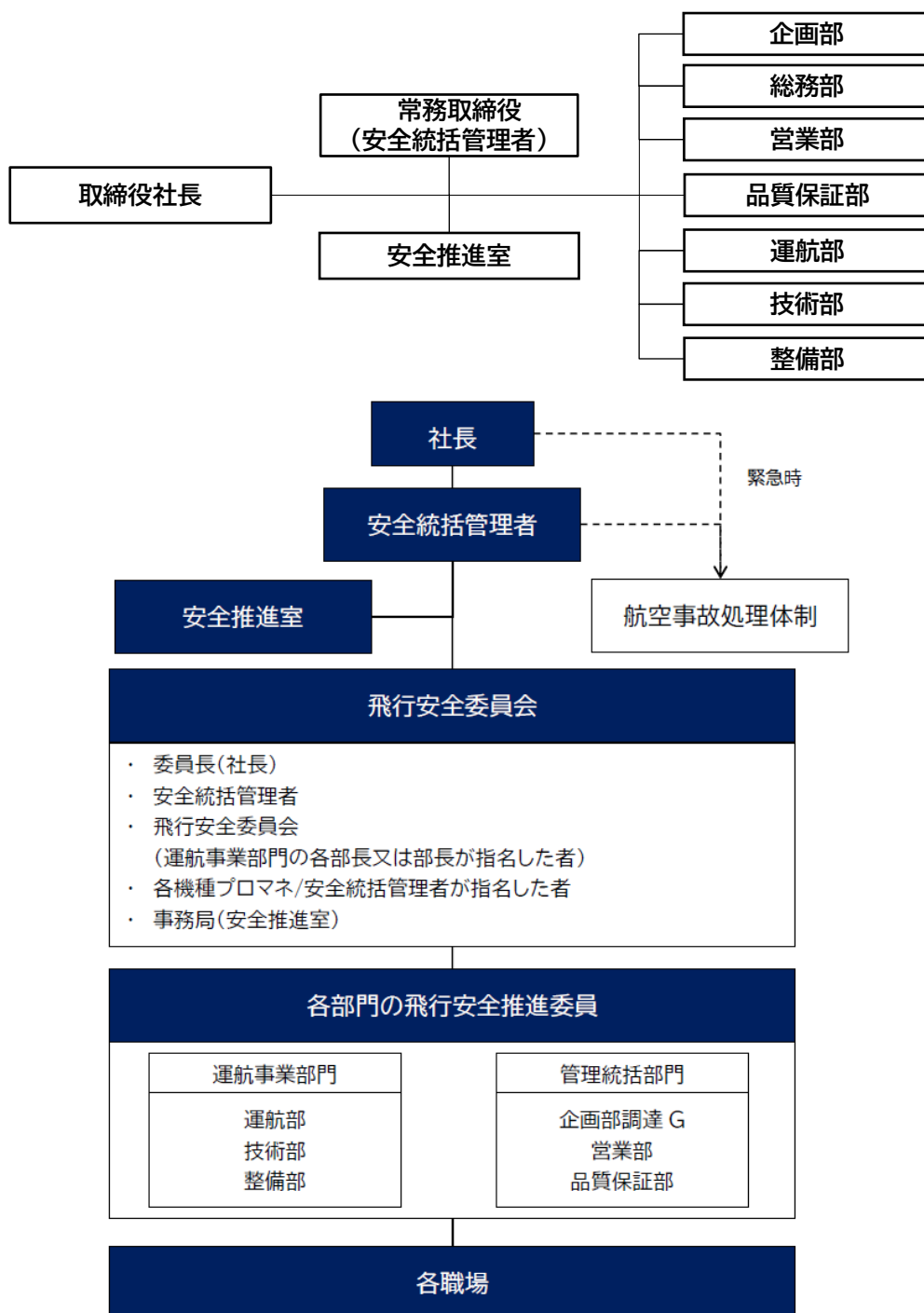
#### 『飛行安全の理念』

- (1) 飛行安全は、一人ひとりが責務を果たすことで達成される。
- (2) 有らん限りの知識と経験を活用して、飛行安全を脅かす要因を事前に排除する。
- (3) 規律を遵守し、疑わしきは作業を停止する勇気を持つ事を誇りとする。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び その管理の体制に関する事項

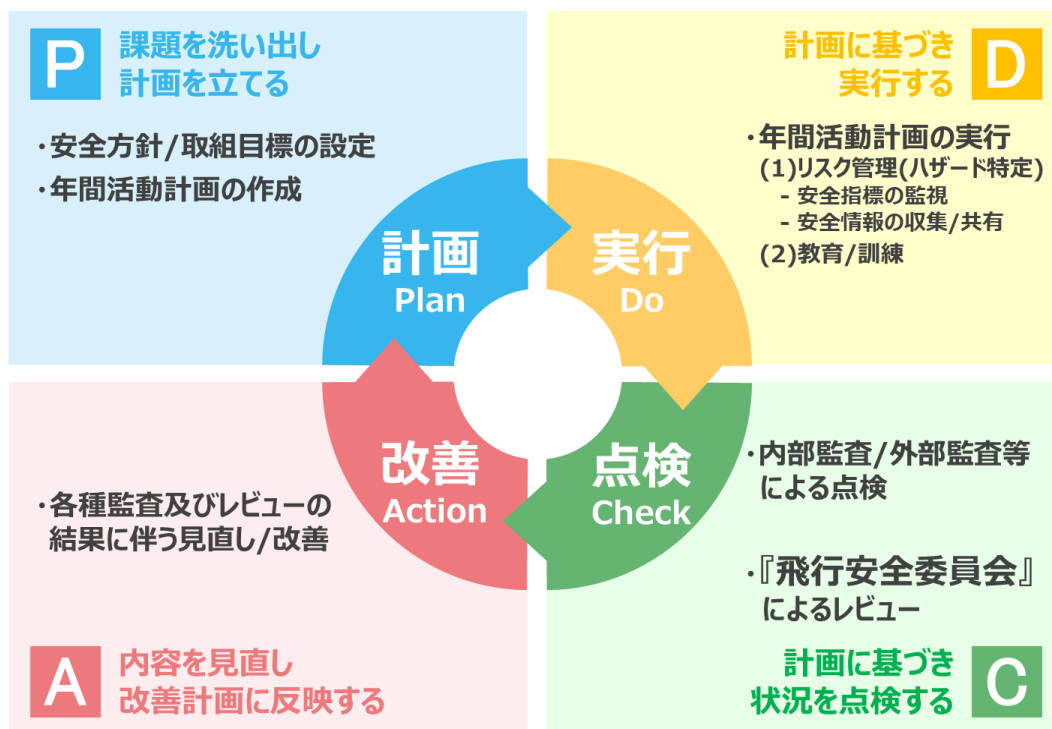
安全の確保に向けて、安全管理に係る以下の体制及び活動サイクルを構築し、継続的な改善を推進しています。

### 2.1 安全管理体制



(1)安全管理体制の組織図(上図:職制、下図:会議体)

(2)安全管理の活動サイクル



(3)人員に関する情報(運航事業部門:2023 年度末現在)

	運航	技術	整備	合計
人数	12 名	10 名	24 名	46 名

区分	人数	備考
航空機乗組員	8 名	
整備従事者	16 名	うち有資格整備士 16 名 <sup>※4</sup>
運航管理担当者	10 名	うち 6 名は航空機乗組員兼務

※4) 一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士を指す。

#### (4)安全確保に関する組織の機能及び役割

##### ①安全統括管理者

SMS<sup>※1</sup>を統括的に管理する責任と権限を有し、安全施策や安全投資などの重要な経営上の意思決定への関与や、安全に関する重要事項の社長への報告を行なう者で、社長により選任されます。

※1) Safety Management System:安全管理体制

##### ②安全推進室

安全統括管理者の下で、安全に係る方針及び全般活動計画を策定します。

また定例(隔月)の飛行安全委員会及び安全マネジメント・レビューの開催の他、安全情報の収集/共有、安全に係る教育の実施等を通じて、全社的な安全活動を推進しています。

##### ③飛行安全委員会

SMSにおいて各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の職務を補佐し、安全リスク管理の体系的な実施のために中核的な役割を果たすものです。社長を委員長として、安全統括管理者、各部門の飛行安全推進委員等で構成され、安全活動の推進状況レビューの他、安全課題に関する対策の協議や安全施策・安全投資の決定などを行なっています。

##### ④各部門の飛行安全推進委員

運航事業部門および管理統括部門の各部長が務め、飛行安全委員会に参加すると共に、各職場(各部門)における安全活動を立案し、推進しています。

## 2.2 日常運航の支援体制

### 2.2.1 定期訓練及び審査の内容(航空機乗組員/整備従事者/運航管理担当者)

#### (1) 技量維持訓練及び審査

航空機乗組員及び整備従事者等に対して、「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」、及び「航空機運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき社内規程を設定しており、2023年度も定期訓練及び審査の他、危険物輸送に関する教育、航空保安教育、機外脱出・保命訓練及びヒューマンファクター教育等を実施しました。

### 2.2.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

#### (1) 安全指標の監視

出発信頼度やヒューマンエラーに係る不具合件数など、各種安全指標を定期的に監視することによって安全リスクを分析、ハザードを特定し、安全運航に影響を及ぼす事態の未然防止に努めています。

#### (2) 安全情報の収集/共有

日常業務の状況を的確に把握し、安全リスクを低減させるため、社内外の運航事業全般において発生する安全情報を収集/共有し、再発防止に向けた安全対策の検討を実施しています。

なお、社内が発生したヒヤリハット等の情報については、社内ネットワーク上の HITS<sup>※2</sup> 投稿システムを活用して収集すると共に、代表的な事例については、定期発行する「HITS 事例通信」により、社内での共有を図っています。

2023年度は、飛行安全委員会を通じて継続的に報告の啓発を行った結果、年間目標を上回る報告があり、この安全情報をもとにプロセス改善を進めることが出来ました。

※2) Hazard Identification and Tracking System:ハザードの特定と追跡システム

#### (3) 内部監査/外部監査等

SMS の運用状況を自己評価して現状の課題を洗い出し、改善に繋げることを目的として、運航部門及び経営トップに対する毎年1回以上の内部監査を実施しています。

また、外部監査として、航空局により毎年行われる安全監査立入検査の他、2年に1回行われる事業場認定(航空機整備改造認定及び航空機整備検査認定)の更新検査を受検しています。



## 2.2.3 安全に関する教育・啓発活動等の取組み

### (1) 緊急支援体制訓練及び航空事故処理訓練

緊急事態に陥った場合等の対処を円滑に遂行するために、「航空事故処理規程」を基にした訓練を毎年実施しております。

2023年7月に、格納庫内での燃料流出を模擬し、吸着マット等を使用した燃料回収を行なう燃料流出対応訓練を実施し、10月には“航行不能航空機”が発生した場合の対処を想定した航空事故対応訓練を実施しました。また11月には非常用酸素マスクの装着及び乗客への装着介助を想定した保命訓練を実施しました。

12月には、当社敷地に爆発物が仕掛けられたとの想定で、犯人からの爆破予告電話への対応訓練を実施するなど、有事における対応力の向上を図ると共に更なる体制強化に向けた改善事項の抽出を行いました。



航空事故処理訓練の様子



保命訓練の様子

### (2) 安全意識教育等

全従業員に対して、SMSの周知及び理解促進の他、社内の安全文化の醸成を目的として、年度の初めに飛行安全に係る教育訓練の実施計画を策定し、以下のとおり実施しました。

#### ① 社長訓示/飛行安全講話

2023年度の社長訓示では、全従業員に対して、当社の至上命題は飛行安全、品質・信頼性の確保であることであり、全ての基本である「飛行安全の理念」、「遵守三原則」を再認識するよう訓示を行いました。

特に飛行安全遵守三原則の「ルールを守る」、「正しく記録」、「出来ない時は手を挙げる」をあらためて掲げ、一人ひとりがルールを守り、公正・誠実に業務を遂行すること。悩んだり、迷ったりした時や、少しでも違和感があった時には、一旦立ち止まって上司や回りの人に相談すること。常にコンプライアンスが優先することを肝に銘じること。お互いを尊重し、良好なコミュニケーションを心掛け、確かな品質と絶対の信頼を全員で築き上げることを宣言しました。

## ② 飛行安全・品質月間

過去の事故等の風化防止対策として、2023年10月31日から11月30日までの約1ヶ月間、「飛行安全・品質月間」を催行し、過去の事故事例と対策の風化防止教育、ヒューマンファクターズ教育、安全意識向上法令・規程遵守教育、安全理念/遵守三原則の唱和、グループ会社における展示事故機の見学、安全標語の募集等の安全啓発に係る各種行事を実施し、飛行安全と品質の大切さを改めて思い起こす機会としました。



10月 社長訓示の様子

**2023年度 DAS 飛行安全・品質月間 標語**

最優秀賞

品質は一人ひとりが責任者

実る成果は顧客の笑顔

航空機修理組立部 航空機修理一課 F-2分解・整備G

優秀賞

確かな作業と自主確認で築こう品質・飛行安全！

航空機修理組立部 航空機修理三課 F-15部品整備G

意見の違いも多様性 色んな見方で品質改善

部品管理部 社品管理課 内作手配G

高めよう スキルと知識とプロ意識

企画部 調達G

ちょっとまって！ これでいい？ 皆で築く確実な品質

整備部 教育訓練G

ひとりひとりが責任者 皆で高める安全・品質

総務部 総務・勤労G

2023年度 安全標語ポスター

### ③安全統括管理者による月頭訓示とメッセージ発出

安全統括管理者と整備関係者は、月頭に航空安全、作業安全、交通安全の三つの安全を祈願する安全祈願を行い、その後に安全統括管理者による安全訓示を整備従事者に対して実施しています。

また四半期に一度、安全統括管理者から運航事業部門の従業員宛てにメッセージを発出して、他社における品質不正や事故事例を教訓とし、同種問題を絶対に発生させない組織運営と風土作りが必要であることを繰り返し指導しました。

### ④安全パトロール

職場改善活動の一環として、役員・管理職による現場巡回を行っています。2023年度は、延べ131職場の現場巡回を実施し、655件の改善点を洗い出し、職場改善を進めました。この現場巡回による対話を通じて、安全意識向上を図ると共に、浸透度合いの確認を実施しています。

### ⑤コンプライアンス教育

社長から全従業員に向けて「コンプライアンス宣言」を発信し、関連法令及び社内規則、社会の倫理規範等に対するコンプライアンス遵守は最優先に認識すべきことであることを宣言している他、すべての従業員対象のコンプライアンス教育に力を入れています。

2023年度は、全従業員を対象にディスカッション形式及びe-Learningを活用した自習形式による年2回（上期/下期）の教育を実施しました。

また、併せてコンプライアンス意識調査を実施し、分析結果は次の活動へ反映する仕組みとしています。

### ⑥安全ディスカッション

社内外の安全情報を基にした安全ディスカッションを隔月で実施し、事例を深く学び、そこに至った原因や背後要因を理解し、当社に活かすべき安全施策を導出しています。様々な安全情報をテーマに参加者に自分事で考えてもらい、意見交換を通じて安全意識を高め、より積極的に自発的な改善を行なうきっかけとなっています。

### ⑦社外安全研修

2023年度は17名の社員が社外の安全研修施設に赴いて安全研修を受け、航空事故の悲惨さ、事故原因や遺族の想いに触れ、安全への誓いを新たにしました。

### ⑧社外講師による特別教育

2023年度は更なる安全啓発の一環として、SRC研究所の塚原利夫様を講師にお招きして、ヒューマンファクターに関する教育を受講いたしました。講師ご自身の経験に裏打ちされた心に残る講演を頂戴し、ヒューマンファクターをより深く理解すると共に、安全意識を高めることができました。



SRC 研究所:塚原利夫様

### 2.3 使用している航空機に関する情報

2023年度における使用航空機及び飛行実績は下表のとおり。

機種	座席	年間飛行時間	導入時期	機齢
MU-300 (JA30DA)	7	118:40	1997年	41
BE-200T (JA8824)	6	229:00	2007年	43
G-IV (JA002G)	10	124:30	2017年	30



### 3.法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

#### 3.1 航空事故・安全上のトラブル等の発生状況

航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブルの発生状況は以下のとおり。  
2023 年度については、航空事故及び重大インシデント、安全上のトラブルの発生はありませんでした。

種類 ※3	2021 年度	2022 年度	2023 年度
航空事故	0	0	0
重大インシデント	0	0	0
安全上のトラブル	4	0	0

※3) 法第 111 条の4の規定に基づく報告の種類

#### 『航空事故』

:航空機の墜落、衝突、火災及び航空機による人の死傷または物件の損壊等の事態が該当し国土交通大臣が認定します。

#### 『重大インシデント』

:航空機事故には至らなかったものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象が該当し、国土交通大臣が認定します。

#### 『安全上のトラブル』

:航空事故や重大インシデントに至らなかった事項に関する情報についても航空関係者で共有し、予防安全対策に活用していくことを目的に、新たに「その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(以下、「安全上のトラブル」と言う)を国に報告する事が義務付けられました。(航空法第 111 条の 4)

報告された情報は国土交通省航空局において統計的な分析が行われ、安全施策へ反映されます。また航空安全監視システム (ASICSS)を通じて航空安全情報を航空事業者間で共有する仕組みが設けられています。(航空法第 111 条の 5)

### 3.2 航空事故・安全上のトラブル等の概要及び対策

No	発生日付 機種(機番)	不具合内容	原因	是正処置
航空事故及び重大インシデント、安全上のトラブルの発生はなし				

## 4.輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

### 4.1 国から受けた行政処分又は行政指導

2023年度に受けた行政処分及び行政指導はありません。

### 4.2 2023年度 安全目標の達成状況及び取組み状況

安全目標の達成状況は下表のとおり。

No	安全指標	目標	実績	評価
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0件	0件	達成
2	ヒューマンエラーに起因する航空機トラブル発生件数	1件以下	0件	達成
3	ヒヤリハット等の安全情報収集件数	33件以上	43件	達成

### 4.3 2024年度 安全目標の設定

2023年度の実績を踏まえて、下表のとおり 2024 年度の安全目標を設定しています。新たな安全目標をベースとして具体的な年間活動計画を策定し、安全の確保に向けた活動を推進してまいります。

No	安全指標	目標
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0 件
2	ヒューマンエラーに起因する航空機トラブル発生件数	1 件以下
3	ヒヤリハット等の安全情報収集件数	40 件以上

#### 〔安全目標設定の考え方〕

##### (1) 航空事故・重大インシデントの発生件数

令和 5 年度は、安全目標値:0 件を達成。令和 6 年度も引き続き同じ目標値:0 件とした。

##### (2) ヒューマンエラーに起因する航空機トラブル発生件数

令和 5 年度は、安全目標値:1 件以下を達成。令和 6 年度はこの実績も踏まえ、以下のとおり算出・設定した。

直近 5 年の飛行時間(2,313hr)あたり発生件数(1 件):0.0004 件/hr

令和 6 年度の年間予想飛行時間 :532hr/年

令和 5 年度の年間予想件数 = 0.0004 件/hr × 532hr/年

≒0.21 件/年 ⇒ 目標値:1 件以下

##### (3) ヒヤリハット等の安全情報収集件数

令和6年度は昨年度と比較して事業規模の大きな変動は予定されてい無いが、限定変更による訓練時間が増える事から、年間予想飛行時間は本年と比較して 20%増を想定している。

従って安全情報の質の向上及び対策の充実に重点を置いた活動とすべく、目標値は 21%増の 40 件以上とする。

